

令和 8 年度

大分市予算編成方針

財務部 財政課

令和 8 年度予算編成方針

(国の経済情勢等)

我が国経済の動向については、内閣府が発表した 9 月の月例経済報告によれば、「景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復している。」とされており、先行きについては、「雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要である。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。」とされております。

国の財政状況については、国債費が毎年度の一般会計歳出総額の 2 割以上を占め、国と地方を合わせた債務残高が GDP の 2 倍以上に膨らみ、主要先進国の中でも最悪の水準となっています。また、社会保障関係費や国債費の伸びに加え、近年では、新型コロナ対策や物価高騰等に対して、これまでにない規模の補正予算により対応してきたことなどから歳出が拡大し、基礎的財政収支（プライマリーバランス）は赤字となっており、政策的経費の一部が税収等で賄えず、借金で補う状況が続いています。

このような状況のもと、国は令和 8 年度予算の概算要求に当たって、「歳出全般にわたり、政策の優先順位を洗い直し、予算の中身を大胆に重点化しつつ、要求・要望は賃金や調達価格の上昇を踏まえて行い、予算編成過程において、物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直しも踏まえ、経済・物価動向等を適切に反映する。」と方針を示したところですが、令和 8 年度一般会計予算の概算要求総額は 122 兆 4,454 億円で過去最大の規模となっており、経済再生と財政健全化の両立に向け、引き続き厳しい財政運営を強いられています。

地方においても、少子・高齢化が進展する中、社会保障関係費が増加するとともに、これまで景気対策や恒久的減税の財源に地方債の活用を図り、地方交付税の振り替わりとして臨時財政対策債を発行したことなどにより、令和 7 年度末の債務残高は約 172 兆円にも上る見込みとなっており、その償還が将来世代の大きな負担となることが懸念されています。

(本市財政の状況)

このように国・地方を通じた厳しい財政環境にあつて、本市の財政状況は、令和 6 年度決算で見ると、プライマリーバランスについては平成 15 年度以降黒字を確保し、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は 97.0% で前年度から 0.3 ポイント改善したものの、依然として高い水準で推移しています。

歳入については、市税や交付金等は物価上昇を反映する形で増収傾向であるものの、歳出では継続的に上昇している社会保障関係費をはじめ、昨今の民間給与上昇に伴う人件費の増など、義務的経費の大幅な伸びに歳入が追い付いていない状況です。加えて、エネルギー、物価、労務単価の高騰等により様々な経費も増加しており、令和5年度及び令和6年度決算においては、その財源不足を補うため主要3基金を取り崩す対応を行ったところです。

さらに、金利の上昇による利払い費の増などを加味しますと、令和8年度以降も非常に厳しい財政運営を強いられる見通しとなっています。

このような状況にあって、本市においては、物価高をはじめとする社会経済情勢の変化に留意しながら、子育て施策の充実や高齢化の進展を踏まえた社会保障施策、安心・安全な医療・防災体制の構築、脱炭素への取組、DXの推進など、複雑化・多様化する市民ニーズに的確に応えていくとともに、地域経済を下支えすることも求められており、事務事業の取捨選択を行いながら、様々な課題の解決に向けて積極的に取り組んでいかなければなりません。

(令和8年度予算編成への取組)

新年度の予算原案の作成に当たっては、収支不足が見込まれる中、各部局の配分額をこれまで以上に減額して配分する大変厳しい状況となっています。

各部局におきましては、行政評価において実施している事業開始から5年以上経過した事業については引き続き見直しの検討を行うとともに、企画課・財政課のヒアリングにて見直しの指示を受けた事業のほか、必要性が低下している事業、費用対効果が低い事業、国や県、他部局等での事業を含め事業の目的や対象が重複している事業などについて、重点政策経費、部局裁量経費、義務的経費の区分に関わらず徹底した見直しを行うよう求めます。

なお、部局内で新規事業を実施する場合は、他事業の見直しや廃止を前提とするなど、スクラップアンドビルドの考え方を遵守するとともに、現時点で真に必要な事業であるかを確認してください。

令和8年度の予算編成にあたっては、職員全員が、本市の財政状況について共通の認識に立ったうえで、次の要領により予算原案を作成して下さい。

一 予算原案作成にあたっての基本的事項

1 予算の見積りは年間予算ベースで行うものとし、予算編成時点で予測される全ての歳入、歳出を計上すること。

2 「労務単価等の上昇により、前年度より大きく増額する経費」については、市全体の予算編成過程において財源の調整を行うので、部局に配分した財源から捻出せず（原案に含めず）、別途指示する様式に概要を記載して提出すること。

また、「国の予算措置がある場合のみ実施する予定の物価高騰対策に係る経費」については、新規事業のみ別途様式にて提出すること。

3 予算編成にあたっては「分権型予算制度」に基づいて、一般会計の経費を「⑦重点政策経費」「①部局裁量経費」「⑧義務的経費」に区分したうえ、次の事項に留意し予算原案を作成すること。

(1) 「部局裁量経費」及び「義務的経費」の各部局配分額は、各区分の基礎額の合計から、部局ごとに定める削減額を差し引いた額とし、予算原案は配分額内で作成すること。「重点政策経費」の配分額は総合経営会議における審議により事業実施の可否が決定した後、追加で示す(10月中旬～下旬)配分額内で原案を作成すること。

したがって、①重点政策経費と②部局裁量経費＋義務的経費の2区分に分けて配分することになるので、①と②のそれぞれの配分額内で作成すること。

※①⇄②の流用は不可。②の経費間(部局⇄義務)の流用は可。

なお、配分額を超えた要求は一切認めない。(部局間での予算付け替えによるものを除く。)

また、債務負担行為の設定により確保されていた予算が、編成中の契約によって減額となった場合の差額分など、捻出努力によるものでないものは市全体の財源とする。

(2) 分権型予算制度において作成された各部局の予算原案であっても、その積算根拠等が希薄なものについては、財政課において減額調整し、市全体の財源枠とするので十分精査して要求すること。

(3) 市全体の財源配分額は、今後の物価高騰等の状況や歳入見込、国・県等の動向に応じ、財政課において減額調整を行うことがあるので留意すること。

⑦重点政策経費

重点政策経費は、実施計画上の重点事業及び新規事業とし、一件審査により決定する。

①部局裁量経費

部局裁量経費は、重点政策経費及び義務的経費以外の経費とし、事業進捗による増減等を配慮して各部局が予算原案を作成する。

②義務的経費

義務的経費は、人件費、扶助費、公債費、債務負担行為設定に伴う経費、長期継続契約に係る経費とし、各部局は経費の節減を図り、その範囲内で予算原案を作成する。

- 4 事業の選択にあたっては、社会経済情勢や市民ニーズを的確に把握するとともに、実施計画、行政評価の結果や事業の重要度、優先度、事業効果、地域バランス等を総合的に検討し、事業の廃止や見直しも含めた事業選択を行うこと。

なお、市議会などからの意見、提言等については、具現化できるものについて、できる限り予算に反映させること。

- 5 新規事業は原則3年以内の見直し時期または終期設定を定めるとともに、事業効果が検証可能な指標を示すこと。

- 6 事業の拡充や増額を行う場合は、そのために必要な財源を捻出するため、原則として義務的経費も含め、既存事業の廃止や休止、見直しを行い、後年度負担分についても財源の捻出策を明確に示すこと。

- 7 他の部局に関連する事務事業については、事前に十分な連絡調整を図り、重複を避け、統一性や整合性を欠くことのないよう留意すること。

- 8 事業の統廃合や民間活力の導入、業務の簡素化・効率化など、職員体制・業務量の適正化について、部をあげて取り組むこと。

- 9 補助事業については、事業効果の有無について慎重に検討したうえで、本市の主体的な判断に基づき取捨選択すること。なお、補助事業が採択されなかった場合、単独事業としての執行は認めないので、事業の推進にあたり十分留意すること。

また、単独事業については、安易に継続することなく、継続、新規を問わず厳しく精査したうえで、真に必要な事業についてのみ計上すること。

10 財政の健全性を堅持するため、財源確保には最善を尽くし、特に、受益者負担を原則とするものについては、定期的に見直しを行うなど、その適正化に努めること。

11 地域経済の活性化に配慮し、民間需要や雇用の拡大、創出につながる施策の展開に努めること。

二 歳入に関する事項

- ◆ 歳入の見積りにあたっては、経済見通し、過去の実績、制度の改正、国・県の動向等に十分留意し、収納率の向上などはもとより、新規財源の確保に積極的に努めること。
- ◆ 市税をはじめとする各種使用料等の収入未済額については、「未収金徴収対策会議」を通じて部局相互の連携と協力を図り、その解消に取り組むこと。
- ◆ 創意工夫による財源確保
使用料等の見直しや国・県補助金の活用、公有財産のさらなる利活用をはじめ、ネーミングライツなど外部資金の獲得に努めるなど、新たな発想や努力による財源確保に取り組むこと。なお、各部局において新たに歳入一般財源を確保、または拡充した取組については、増額分を予算配分することから、歳入を拡大させる創意工夫に努めること。

1 市税

市税は、歳入の根幹をなすものであり、その動向は財政運営を大きく左右するので、国の税制改正並びに今後の経済情勢等に十分留意する中で、課税客体を的確に捕捉し、適正に見積るとともに、納税意識の啓発及び徴収事務の効率化を図り、過年度分を含め収納率の向上に格段の努力を払うこと。

2 使用料・手数料

(1) 本年 3 月に策定した「大分市公共施設使用料等算定基準」の対象となる施設の使用料については、10 月に改訂した料金により見積りを行うこと。

また、当該施設の減免基準については見直しを検討しているが、現行の基準にて見積もりを行うこと。

(2) (1)を除く使用料及び手数料については、特定の行政サービスの提供に要する経費の対価であり、受益者負担の観点から、①金額設定の基準となる法令等が改正されたとき、②国、県、類似団体、近隣各市等と比較して著しい乖離があるとき、③物価等の変動により、金額と経費に著しい乖離があるときなどは、計画的な見直しに努めること。

3 国・県補助金

補助金については、国や県の動向に十分注意しながら、利用可能な補助メニューを積極的に活用することで財源の確保に努めること。ただし、予算執行にあたり、補助金の不採択または内示額が予定を下回る場合、事業の全部または一部を執行できない事態となることから、安易に計上することなく、補助対象事業、補助基本額、補助率等を十分に精査したうえで計上すること。

4 市債

市債については、地方債計画等を勘案し、充当率、後年度の財政負担等について財政課と十分協議のうえ計上すること。

また、財政健全化の観点から、可能な限り地方交付税措置等が講じられる市債の活用を図ること。

なお、過疎地域（佐賀閑地域、野津原地域）における過疎対策事業債については、令和8年度をもって措置が終了することから、前年度までの充当（活用）事業のうち、ソフト事業については、別途財政課が指定する事業に限り充当可能とし、その他の事業は過疎対策事業債を財源とせず、事業の継続・縮小・廃止を判断し、原案を作成すること。

ハード事業については、対象となる事業には全て充当して原案を作成し、編成過程において、財政課にて財源の全体調整を行う。

5 分担金・負担金

受益者負担の原則に則り、法令又は条例等の根拠法令に照らし、負担割合の適正化を図るよう努めるとともに、歳出予算計上額に見合う額を計上すること。

6 財産収入

不用、遊休の財産については、「大分市公有財産有効活用等取扱要綱」等を踏まえ、将来の利活用について十分検討し、貸付等の利用促進を図るとともに、処分可能なものについては適正な価格を見積り、処分すること。

7 その他の収入

歳入額の多寡にかかわらず、あらゆる収入の可能性を検討し、積極的な財源確保に努めること。

三 歳出に関する事項

歳出の見積りにあたっては、必要最小限の経費で最大の行政効果が発揮できるよう創意工夫に努めるとともに、行政評価による事務事業の見直し等を積極的に進めることにより経費の縮減を図り、一層の効率化に取り組むこと。

- ◆ 直近 2（or 3）年において執行率が低かった節（概ね 70% or 80%以下）については、原則 10%以上減額のうえ計上すること。また、令和 6 年度に専決補正で減額採用された節については事業費の減額を検討すること。
- ◆ 自己負担を伴う事業（法定の金額を除く）について、直近 2 年の見直しを行っていない場合は、物価やエネルギー価格、労務単価の高騰、他都市の状況等を踏まえ、必ず自己負担額の見直しを検討すること。
- ◆ 類似の小事業は可能な限り統合を進め、予算のスケールメリットを図ること。

1 人件費

人件費については、現行制度に基づき算定した額とすること。

なお、時間外勤務手当は、前年度当初予算額の範囲内とし、追加補正は認めないので留意すること。各部局予算で採用する会計年度任用職員についても、事業内容等を十分に精査のうえ、経費の節減に努めること。

2 維持補修費

維持補修費については、施設利用者の安全確保等に十分配慮し、適正な管理に支障が生じることのないよう必要な予算の確保に努めること。

また、所管施設の定期点検等の現状把握に基づく効率的・効果的な維持管理に努めるとともに、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の策定を終えている施設については、長寿命化計画に沿った改修・修繕に取り組むこと。

3 委託料

委託料については、前年度契約実績などを参考にしつつ、委託内容や経費等を十分精査して予算原案を作成すること。

なお、施設や設備の維持管理等に係る委託料については、業務内容や範囲等の見直し、入札時期を調整するなど発注方法の工夫を図り、経費の縮減を図ること。

また、調査、測量、設計等の委託料については、民間の事前見積りに頼ることなく、総額及び諸経費等を詳細に精査し、適正な金額の設定に努めること。

4 扶助費

扶助費については、需要の伸びを精査し年間を通じた所要額を見込んだうえで、予算原案を作成すること。特に、市単独事業については事業効果を検証し、廃止も含め支給基準など制度の見直しを行うこと。

5 投資的経費

投資的経費については、実施計画や行政評価の結果を考慮しつつ、市民ニーズや優先順位の高い事業から積極的に取り組むこと。

なお、事業費の積算にあたっては、施設の内容や規模等について十分な検討を行ったうえで予算原案を作成すること。

また、補助事業については、基本額、補助率等の動向に留意し、関係機関とも事前に十分協議のうえ要求すること。

6 負担金、補助及び交付金

負担金、補助及び交付金については、公益性、公平性の観点から対象団体の事業内容、経費区分が適正であるか、負担割合が妥当であるか、社会情勢の変化等から当初の目的と変わっていないかなど、全ての事業において点検・評価し、見直しを図ること。特に、対象団体の決算調書等において前年度からの繰越金がある場合や執行率の低いものについては、その内容、理由等を精査したうえで減額対象とすること。

7 繰出金

繰出基準に定めるものであっても、一般会計の健全な運営に資するため、特別会計や事業会計の経営状況等を考慮し、最小となるよう精査すること。

四 特別会計

特別会計については、一般会計の予算編成方針に準ずることとするが、各会計内での収支の均衡を図ることを第一義に、独立採算制を原則とし、安易に一般会計からの繰入に依存することなく、事務事業の効率化を図り、受益者負担の適正化による料金体系の見直しや収納率の向上など積極的に経営の健全化に努めること。